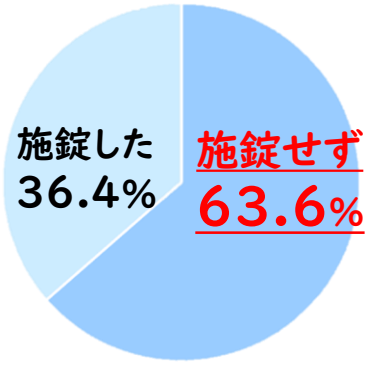
県央安全かわら版

第35号　令和8年3月1日

1　管内の自転車盗の件数が増えています。

R6.1月～11月　801 件　→　R7.1月～11月　915 件



盗まれた自転車の約6割が無施錠です。
自宅に駐輪する時も施錠しましょう。
コンビニでの買い物など、わずかな時間でも必ず施錠しましょう。

出典:埼玉県警HP/犯罪オープンデータ(自転車盗)のデータを使用してグラフを作成

2　令和8年4月より自転車運転のルールが変更になります。

自転車も車両の仲間として、交通ルールの遵守を図るため、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、交通反則通告制度（青切符）※を導入することとなりました。

※反則行為をした16歳以上の者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、その通告を受けた者は、反則金を任意に納付したときは、刑事手続に移行することなく、その反則行為に係る事件について起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）という制度。

【青切符対象となる違反の例】
・反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反（ながらスマホ等）
・違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき（傘を差しながら一時不停止等）
・違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき（警察官による指導警告に従わず右側通行を継続したとき等）

自転車を安全・安心に利用するため、利用者が守るべき最も基本的な自転車交通ルールとして、次に掲げる自転車安全利用五則を守ることが大切です。

①車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯
④飲酒運転は禁止
⑤ヘルメットを着用



出典:警察庁「自転車ルールブック」より抜粋

3　自転車盗対策キャンペーンの実施報告

令和8年1月8日（木曜日）JR桶川駅において、上尾警察署、桶川市の御協力をいただき自転車盗防止キャンペーンを実施しました。

自転車盗対策に関する啓発チラシやダイヤル式ロック等の配布を行いました。



4　防犯のまちづくり出前講座受付中

県央地域振興センターでは、職員が自治会やPTAなどの会合にお伺いして、防犯に関する講座を行っています。詳細は県央地域振興センターHPでご確認ください。

➡https://www.pref.saitama.lg.jp/b0105/kenoudemae.html

（リンク先：県央地域振興センターHP/防犯のまちづくり出前講座）

作成者　埼玉県県央地域振興センター県民生活担当
☎ 048-777-1110
✉ n771111101@pref.saitama.lg.jp